



いきいきつうしん



7月号

「特定保健指導」の案内は、専門機関からのご案内します！

令和5年度
特定保健指導
専門機関

株式会社 ベネフィット・ワン

住所：東京都新宿区西新宿 3-7-1 電話：03-6870-2700

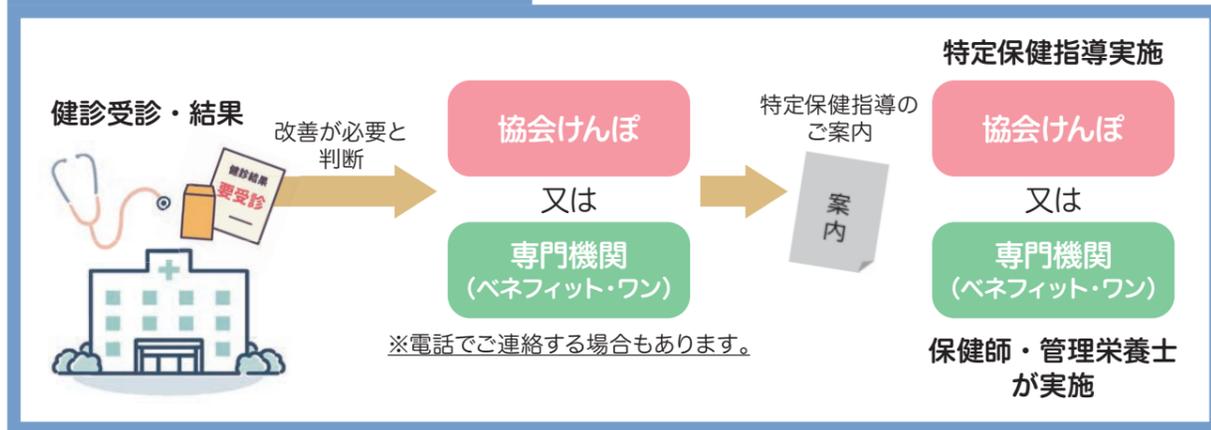
他の健康保険
組合等でも
実績あり

- 平日に限らず、土曜日、日曜日、夕方でもご予約可能！
- タブレットやパソコン等を使用した遠隔面談も対応可能！



特定保健指導についてはこちら

『特定保健指導』の流れ（概要）



専門機関での「特定保健指導」についてご不明な点がございましたら、協会けんぽ山口支部保健グループ（☎083-974-1501）までお問合せください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請について

申請期間の初日が令和5年5月8日以降の申請については、医師の証明が必要となります。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、臨時的な取扱い（※）として、療養担当者意見欄（申請書4ページ目）の証明の添付を不要としておりましたが、申請期間（療養のため休んだ期間）の初日が令和5年5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄（申請書4ページ目）に医師の証明が必要となります。

※厚生労働省保険局保険課事務連絡（令和4年8月9日）により、全保険者統一の取扱いとして臨時的な取扱いが行われてきましたが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が廃止されたことを踏まえて、当該臨時的な取扱いを終了することとされました。

詳細や申請書についてはコチラ→



令和5年度 集団健診のご案内



協会けんぽ山口支部では加入者の健康維持・増進のため健康診断に関する事業を行っています。医療機関での受診のみならず、集団健診もご用意しております。集団健診での受診を希望される場合は、以下の申し込み先等へお問い合わせください。

被保険者（ご本人）の集団健診

- 健診の種類：生活習慣病予防健診
- 対象：35歳以上の被保険者（ご本人）

地域	開催日	実施会場/住所	申し込み先（電話申込）
岩国	9月5日（火）	岩国市民文化会館/岩国市山手町1-15-3	福岡健康管理センター ☎092-611-6721
	9月26日（火）	岩国市民文化会館/岩国市山手町1-15-3	
下関	9月5日（火）	海峡メッセ下関/下関市豊前田町3-3-1	
萩	9月25日（月）	萩市民会館/萩市大字江向495-4	

被扶養者（ご家族）の集団健診

- 健診の種類：特定健康診査
- 対象：40歳以上の被扶養者（ご家族）

地域	開催日	実施会場/住所	申込方法・お問い合わせ先
下関	8月28日（月）	シーモール下関/下関市竹崎町4-4-8	〈申込方法〉 対象地域にお住まいの方にご案内の文書を送付していますので、案内文書にそってお申込みください。案内文書が届いていない方は、直接健診機関にお電話にてお申込みください。 〈健診機関〉 お申込み・問い合わせ先 エヒメ健診協会 ☎0800-600-3008
	9月13日（水）	シーモール下関/下関市竹崎町4-4-8	
山口	9月12日（火）	山口井筒屋/山口市中市町3-3	
防府	8月30日（水）	ルルサス防府/防府市栄町1-5-1	
岩国	8月29日（火）	フジグラン岩国/岩国市麻里布町2-9-8	

被扶養者（ご家族）のがん検診との同時集団健診

- 健診の種類：特定健康診査、市町のがん検診
- 対象：40歳以上の被扶養者（ご家族）

地域	開催日	実施会場	特定健診の問合せ先	がん検診の問合せ先
下関	9月13日（水）	吉田公民館	協会けんぽ山口支部 TEL 083-974-1501	各市町村の役所 がん検診担当部署へ
萩	9月23日（土）	萩市総合福祉センター		
防府	9月16日（土）	防府市身体障害者福祉センター		
岩国	9月10日（日）	岩国市保健センター		
長門	9月30日（土）	長門市保健センター		
美祢	9月20日（水）	美祢市民会館		
周南	9月2日（土）	コアプラザかの		
	9月10日（日）	徳山保健センター		
田布施	9月9日（土）	西田布施公民館		

※実施予定は変更になる場合もございます。また定員の都合上、受診できない場合もございます。予めご了承ください。

保険証の正しい使用方法

健康保険に加入している方が、業務上・通勤途中以外の事由によって病気やけがをしたときは、保険医療機関の窓口で健康保険証・高齢受給者証（70歳以上の方）を提示して健康保険を使用することができます。以下のようなケースでは健康保険が使用できませんのでご注意ください。

健康保険が使用できない診療

業務上・通勤災害の病気やケガ	単なる疲労や肩こり	美容整形	予防接種	健康診断、人間ドック	正常な妊娠・出産
経済的理由による人工妊娠中絶	近視の手術など	研究中の先進医療	注意!! 業務上・通勤災害に該当するかどうか迷ったら、勤務先を管轄する「労働基準監督署」へご相談ください。		

「第三者行為による傷病届」の提出が必要な診療

他人の行為によってケガをした場合に健康保険を使用される場合、「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

- (例) ・相手方がいる交通事故（同乗していた車やバイクが事故を起こした場合も含む）
 ・けんか等、暴力を振るわれてケガをした場合
 ・飲食店等で食中毒になった場合
 ・他人の飼っている動物にかまれてケガをした場合

「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします

処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせする「ジェネリック医薬品軽減額通知」を対象の方へお送りします。この通知では、ジェネリック医薬品という選択肢があることを知っていただくことを目的としております。通知が届いた方はご確認ください、切り替えを希望される場合は医療機関・薬局へご相談ください。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される場合は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

送付対象者

- ジェネリック医薬品へ切り替えた場合にお薬代が一定以上軽減される**7歳以上**の方
- 生活習慣病や慢性疾患等、一般的に**長期間服用**される**先発医薬品**を服用されている方

送付時期

令和5年8月下旬頃を予定
 ※対象者のご自宅宛てにお送りいたします。
 （勤務先は経由しません）

山口支部では、ジェネリック医薬品の使用割合が80%を超えており、多くの方に使用されています。
 ジェネリック医薬品を希望することは、お薬代の軽減だけでなく、医療費の抑制＝健康保険料率の改善にもつながります。ぜひご検討ください!



▼ジェネリック医薬品について詳しくはこちら



連載

インセンティブ制度 指標2「特定保健指導の実施率」 指標3「特定保健指導対象者の減少率」

もう少し!
 指標2
 全国 **24** 位
 実施率：19.5%
 全国平均：17.4%

がんばれ!
 指標3
 全国 **41** 位
 減少率：33.6%
 全国平均：34.8%

インセンティブ制度
 シリーズ③

評価指標の5つのうち山口支部の「特定保健指導の実施率」は、全国平均値を上回るものの、目標とする27.0%には大きく乖離しており、さらに実施率を高めていく必要



▲インセンティブ制度についてはこちら

があります。

「特定保健指導対象者の減少率」は、全国平均値より低く、効果的な特定保健指導の実施や保健指導を受けやすい環境づくりが課題だと考えています。
 ☆指標2の評価については、実施率の上昇幅や実施件数の上昇が評価の割合の半分を占めています。

■「特定保健指導の実施率」とは?

特定保健指導対象者（以下「対象者」）の方には次のようなご案内があります。その際に特定保健指導を受けていただいた件数が実施率に反映されます。

(被保険者本人) ※特定保健指導は無料で受けられます。

- 生活習慣病予防健診を受診したとき
 → 健診当日に健診機関から対象者にご案内があります。
 （特定保健指導が実施可能な健診機関のみ）
- 生活習慣病予防健診を受診して2～4か月経過後
 → 協会けんぽ、または保健指導専門機関（株式会社ベネフィット・ワン）から勤務先へご案内します。
- 事業者健診（労働安全衛生法による定期健康診断）を受けて、健診結果を協会けんぽへ提供していただいたとき
 → 協会けんぽ、または保健指導専門機関（株式会社ベネフィット・ワン）から勤務先へご案内します。

(被扶養者家族) 特定保健指導の自己負担額は実施機関によって異なります。(0円～約4000円)

- 特定健康診査を受診したとき（特定保健指導が実施可能な健診機関のみ）
 → 健診当日に健診機関から対象者にご案内があります。
- 特定健康診査を受診して2～4か月経過後
 → 協会けんぽからご自宅へご案内します。

▼特定保健指導対象者等についてはこちら



■「特定保健指導対象者の減少率」とは?

前年度の健診で対象者となった方が、当年度の健診では、健診結果が改善され対象者とならなかった件数や、対象者であっても生活習慣病にかかるリスク数が減り、より軽い支援方法の対象者となった件数が反映されます。

●●● 事業主様・ご担当者様にお願いしたいこと ●●●

Point 1

特定保健指導の案内があった場合には、ぜひご利用ください。

事業主様におかれましては、特定保健指導の実施にかかる日程調整やプライバシーの確保された面談室の用意などの環境づくりのご協力をお願いします。また、対象者様へのお声かけもお願いします。



Point 2

特定保健指導は最後まで継続することが大切です。

事業主様におかれましては、対象者の方が最後まで特定保健指導を継続し、生活習慣の改善への取組を継続できるようお声かけをお願いします。また、社内での健康づくりの取組などもあわせてご検討ください。

